第94回 定時株主総会
招集ご通知

日　時
平成29年6月20日（火曜日）午前10時

場　所
大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 2階「安土の間」

決議事項

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役4名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件

目　次

第94回定時株主総会招集ご通知 … 1
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 16
計算書類 …… 25
監査報告書 …… 34
株主総会参考書類 …… 40

京阪神ビルディング株式会社

証券コード:8818

経営理念

京阪神ビルディングは、

1. 価値ある事業空間を提供しお客様と共に発展することにより、社会に貢献します。
2. 信用を重んじ質を重視した経営を堅持して、お客様・株主・社員の信頼に応えます。
3. 革新と効率を尊び、活力ある企業風土を築きます。

という経営理念に基づいて、以下に掲げる指針に従って行動します。

企業行動指針

1. お客さま本位の徹底

お客さまのニーズと信頼に応え、安全で良質な環境とサービスを提供します。

2. コンプライアンスの実践

法令および規律を遵守し、高い倫理観に根ざした社会的良識をもって行動します。
また、公正、透明、適正な取引を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、毅然とした対応をします。

3. 社会発展への貢献

地域との良好な関係を構築し、良き市民として積極的に社会貢献活動を行います。

4. 公正な情報開示

株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションをとり、企業情報を適時、的確かつ公正に開示します。

5. 環境問題への取り組み

環境保全は経営の重要な課題であることを認識し、自主的、積極的に環境問題に取り組みます。

6. 個性を尊重する企業風土

ゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を十分尊重します。

証券コード　8818
平成29年６月１日

株　主　各　位

大阪市中央区瓦町四丁目２番14号
京阪神ビルディング株式会社
代表取締役社長　南　　浩　一

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月19日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月20日（火曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「安土の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
３．目的事項
報告事項　１　第94期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２　第94期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

**　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**
**　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.keihanshin.co.jp/）に掲載させていただきます。**

添付書類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、金融緩和政策の継続を背景として全体としては好調を維持しましたが、英国のＥＵ離脱問題や米国新政権の政策運営等に起因する不安定な国際情勢を懸念して、先行きの不透明感がぬぐえない状況が続きました。

不動産賃貸業界におきましては、都心の優良ビルについては企業の拡張移転や館内増床などの需要に支えられて空室率は低下傾向にあり、賃料水準につきましても一部で改善の動きがみられました。

このような環境の中、当社の空室率は一部ビルでのテナント退去により前期末の1.9%から2.1%になりましたものの、引続き低水準で推移しております。今後とも既存ビルのテナント誘致活動に一層注力し、稼働率のさらなる改善に努めてまいります。また、投資につきましては平成28年10月に首都圏で「藤沢商業施設」を取得し、さらに平成29年３月には大阪市内でビル開発用地を取得しました。今後とも営業地盤の拡大に向けて新規投資にも積極的に取り組んでまいります。

当期の連結業績は、前期に売却した「心斎橋アーバンビル」の賃料収入減少の影響をうめきれず、売上高は14,380百万円と前期比549百万円（3.7%）の減収となりました。

売上総利益は原価の軽減で6,259百万円と前期比2百万円の増益となりましたが、営業利益は販管費が増え4,969百万円と前期比148百万円（2.9%）の減益、経常利益は4,740百万円と前期比42百万円（0.9%）の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期に計上した固定資産売却益が当期にはなかったことから3,272百万円と前期比337百万円（9.4%）の減益となりました。

事業別の業績（営業利益は連結決算調整前）は、次のとおりであります。

① 土地建物賃貸事業

売上高は14,197百万円（前期比548百万円、3.7%減）、営業利益は5,623百万円（前期比16百万円、0.3%減）となりました。

② その他の事業

売上高は182百万円（前期比1百万円減）、営業利益は10百万円（前期比18百万円減）となりました。

■ 売上高

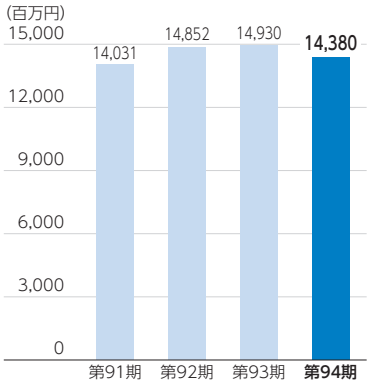

■ 経常利益

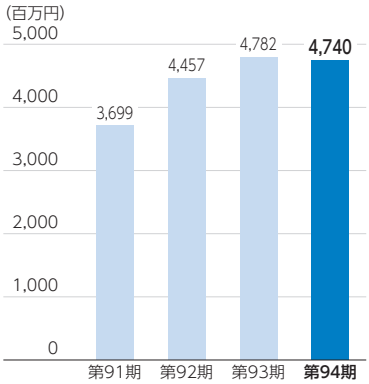

■ 親会社株主に帰属する当期純利益

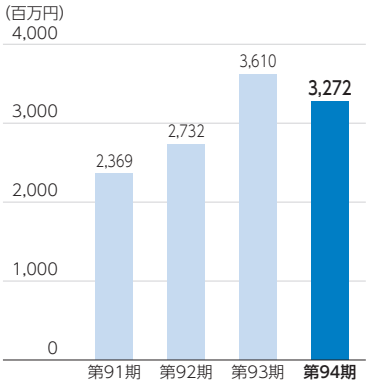

■ １株当たり当期純利益

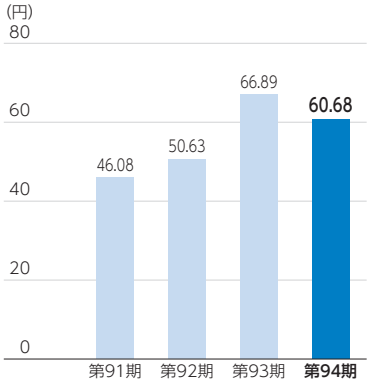

■ 総資産

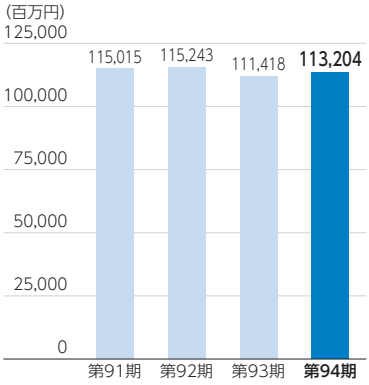

■ 純資産

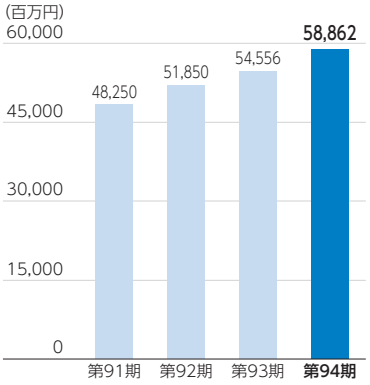

(2) 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資の総額は10,840百万円で、その主なものは大阪市内のビル開発用地および藤沢商業施設の取得であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資の所要資金は、金融機関借入、社債の発行および自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

不動産賃貸業界におきましては、不安定な国際情勢を背景として景気の先行き不透明な経済環境が続く中で、都心部の一部でみられる空室率の低下および賃料水準の改善傾向が今後とも持続、拡大するかどうかについては楽観できないと考えられます。

当社では、このような事業環境を踏まえ、平成29年２月に中期経営計画「Beyond 4D & 70th ～４事業の深化と進化、70周年のその先へ～」を策定いたしました。中長期的な視点で持続的な成長を実現するため、創立70周年を迎える平成30年度も含めた平成29年度からの５か年を「特色ある４部門（オフィスビル、データセンタービル、ウインズビル（場外勝馬投票券発売所）、商業施設・物流倉庫）の賃貸事業をさらに深化・進化させ、将来に向けた新たな事業を模索する時期」と位置づけております。テナントリーシング力の強化等により保有物件の収益性を維持向上させる一方で、新規投資につきましては、首都圏を中心に立地と収益性を重視した物件取得を進め、並行して大阪市内で新たなデータセンタービル開発も手掛ける等、営業エリアの拡大・事業リスクの分散を図りつつ安定的な収益源を拡充することにより企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

さらに、省エネへの対応や街並みと調和した緑豊かな街づくりなどにも貢献し、環境問題の側面にも充分配慮しながら事業展開を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分	第91期 (平成26年３月期)	第92期 (平成27年３月期)	第93期 (平成28年３月期)	第94期（当期） (平成29年３月期)
売上高	14,031	14,852	14,930	14,380
経常利益	3,699	4,457	4,782	4,740
親会社株主に帰属する当期純利益	2,369	2,732	3,610	3,272
１株当たり当期純利益	円 銭 46 08	円 銭 50 63	円 銭 66 89	円 銭 60 68
総資産	115,015	115,243	111,418	113,204
純資産	48,250	51,850	54,556	58,862

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
	百万円	%	
京阪神建築サービス株式会社	86	100	建物の総合管理業務

(注) 連結の範囲に含む会社は、上記の１社であります。

(7) 主要な事業内容

① 土地建物賃貸

オフィスビル・データセンタービル・ウインズビル・商業施設・物流倉庫等の賃貸、建物および設備の総合管理

② その他

一般建築請負等

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	3名増	46.4歳	9.6年

(注) 上記には使用人兼務取締役を含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,834
株式会社三井住友銀行	3,500
日本生命保険相互会社	1,160
三井住友信託銀行株式会社	950
三菱UFJ信託銀行株式会社	900

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　53,998,798株（自己株式103,609株を含む。）

(3) 株　主　数　9,239名

(4) 大　株　主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
銀泉株式会社	6,440	11.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,689	5.0
株式会社三井住友銀行	2,133	4.0
ダイキン工業株式会社	1,568	2.9
株式会社きんでん	1,393	2.6
鹿島建設株式会社	1,376	2.6
株式会社三重銀行	1,287	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,170	2.2
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,097	2.0
株式会社百十四銀行	891	1.7

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第１回新株予約権	
発行決議の日	平成28年６月21日	
保有人数	取締役(社外取締役を除く)６名	監査役(社外監査役を除く)１名
新株予約権の数	729個	62個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式　72,900株	普通株式　6,200株
新株予約権の払込金額	１個あたり 46,500円（１株あたり 465円）	
新株予約権の行使価額	１株あたり １円	
新株予約権の行使期間	平成28年７月７日から平成48年７月６日まで	
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できる。	

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中野健二郎	丸一鋼管株式会社 社外取締役 レンゴー株式会社 社外取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	南　浩一	
専務取締役	井上康隆	管理統括兼企画部長
取締役	山本真司	営業統括兼営業部長
取締役	谷口昌和	建築技術部長
取締役	西田　滋	総務部長
取締役	八ツ尾順一	公認会計士、大阪学院大学法学部 教授
取締役	河内一友	ＲＫＢ毎日ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	河野健二	
監査役	西出智幸	弁護士
監査役	宮内裕通	

（注）1. 取締役 南　浩一氏および河内一友氏は、平成28年６月21日開催の第93回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 平成28年６月21日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって、永田武全氏は取締役を辞任により、斎藤眞澄氏は取締役を任期満了により、それぞれ退任いたしました。
3. 取締役 八ツ尾順一氏および河内一友氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 西出智幸氏および宮内裕通氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 八ツ尾順一氏、河内一友氏および監査役 西出智幸氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 平成28年６月21日付にて、取締役の業務委嘱を下記のとおり変更いたしました。

氏　　名	変　更　前	変　更　後
山本真司	取締役営業統括	取締役営業統括兼営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 数	支 給 総 額
取　締　役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	229,393千円 (12,450千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	33,982千円 (11,700千円)

(注) 1. 支給総額には、役員退職慰労引当金の当期増加額（取締役50,120千円、監査役620千円）が含まれております。なお、当社は、平成28年６月21日開催の第93回定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議しております。上記報酬額に含まれる役員退職慰労引当金の増加額は、役員退職慰労金廃止前に計上したものであります。
2. 支給総額には、平成28年６月21日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
3. 支給総額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役25,424千円、監査役2,162千円）を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役に対して使用人給与49,450千円支給しております。
5. 上記のほか、平成28年６月21日開催の第93回定時株主総会決議に基づき、退任取締役２名に対して役員退職慰労金を107,300千円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取　締　役	八ツ尾　順　一	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、議案審議等につき、主に公認会計士・大学教授としての長年の経験と幅広い知見から発言を行っております。
取　締　役	河　内　一　友	就任後開催の取締役会９回の全てに出席し、議案審議等につき、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監　査　役	西　出　智　幸	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監　査　役	宮　内　裕　通	当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬の見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人として重大な支障があると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会社法第340条第１項各号の定めにより会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨、および解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の独立性および専門性その他職務の執行に支障があると判断される場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第５項に基づき、内部統制システムの整備に必要とされる各条項に関する方針を「会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針」として、以下のとおり定めております。代表取締役および取締役は、この方針に従い当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「当企業集団」という。）の適正で効率的な業務執行のための体制を整備し、経営環境の変化に対応するため、この基本方針を毎年見直し、必要に応じて取締役会に付議し、その改善、充実を図ります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、当企業集団のコンプライアンスの確立を経営の重要課題の一つと位置付け、法令などの社会規範および定款などの社内規範を遵守するため、「コンプライアンス規程」に基づき、当企業集団の経営理念を尊重し「企業行動指針」および「企業行動基準」に従って行動する。また管理部門担当取締役は、コンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」の運用状況を監督し、その結果を定期的に社長に報告する。

(ロ) 取締役は、コンプライアンス経営の徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を活用し、コンプライアンス施策の当企業集団における実施状況の把握、取締役および使用人の教育研修などを行い、委員会の活動内容を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

(ハ) 取締役は、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対する方針を「企業行動指針」および「企業行動基準」に示すと共に当企業集団の体制を整備し、警察等外部機関と連携してこれらの勢力に対しては毅然たる態度で臨み、関係排除に取り組むものとする。

(ニ) なお監査室長は、当企業集団のコンプライアンスの状況について適宜監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に、必要に応じて取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役は、それぞれの職務の執行に係る情報を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの社内規程に基づき、書面文書または電子文書に記録し、適切に保存し管理する。

(ロ) 管理部門担当取締役は、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」などの情報の保存、管理に関する規程を必要に応じて適宜見直し、改善を図るほか、重要な情報の保存状況を検索可能とし、必要に応じて閲覧可能とする体制を整備する。

(ハ) なお監査室長は、重要な情報の保存および管理の状況について適宜監査を実施する。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 各部室長は、「リスク管理規程」に基づき担当部署の業務に付随するリスクの管理を行う。

(ロ) 取締役は、各リスクを統合し全体的な管理を行うため、「リスク管理委員会」を活用し、

㋑　リスクの特定、評価の総合管理

㋺　リスク管理方針、管理計画の策定および見直し

㋩　リスク管理状況の取りまとめ

などの所管事項を定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。

(ハ)「事業継続計画」を整備し、緊急事態が発生した時に会社がとるべき対応について周知徹底を図る。

(ニ) なお監査室長は、各部室の日常的なリスク管理状況について、適宜監査を実施し、監査結果を社長およびリスク管理委員会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会を原則月 1 回開催し、取締役会は「取締役会規則」に従い、経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行状況の監督などを行う。

(ロ) 取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議において業務の執行ならびに計画に関する報告および審議を行い、職務の執行の効率化を図る。

(ハ) 取締役は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」などに従って、職務の執行に必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務の執行の効率化推進などの必要に応じて適宜見直す。

(ニ) 重要な職務の執行については、「稟議規程」に基づき、事前に権限者の決裁を受ける。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は、使用人が常にコンプライアンス意識をもって業務に取り組むよう、「コンプライアンス規程」、「企業行動指針」および「企業行動基準」を定め、具体的に遵守すべき事項を明示する。

(ロ) 取締役は、コンプライアンス経営に基づく社内の体制や健全な社風を維持し向上させるため、コンプライアンス委員会の活動を継続して機能させる。またコンプライアンス委員会の活動状況を把握するため所管事項について定期的に社長に、必要に応じて経営会議ないし取締役会に報告する。さらに、社内におけるコンプライアンス違反行為などの報告・相談を受付けるため設置した「社内報告相談制度」を適切に運用する。

(ハ) なお監査室長は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、特別監査を実施し、使用人の業務の執行状況を社長に報告する。

⑥　当企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役および関係部門は、「関係会社管理規程」に従い、子会社との「経営指導協定書」、「業務委託契約書」などに基づき、子会社の指導管理を行い、企業集団としての業務の適正確保と効率性の向上を推進する。

(ロ) 取締役および関係部門は、子会社の取締役、使用人等の職務の執行に係る事項を把握するため当企業集団において開催される会議等で子会社から報告を求めるほか、子会社の取締役会議事録、計算書類および稟議書等の閲覧を行い、子会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確認し、当企業集団の業務の適正確保と効率性の向上を推進する。

(ハ) 取締役は、「リスク管理規程」を当企業集団各社にも適用し、またリスク管理の状況を「リスク管理委員会」を活用し適切に把握し対応する体制を整備する。

(ニ) 当企業集団に属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切に処理する。

(ホ) 監査役および監査室長は、当企業集団各社の監査ないし内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認し、当企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の年次計画、実施状況およびその結果を、必要に応じて取締役会に報告する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(イ) 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、必要に応じて総務部員が補助する。

(ロ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く時は、監査役の意見を尊重して決定する。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ) 監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事考課は、常勤監査役が行い、任免、異動については監査役会の意見を尊重する。

(ロ) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役が当該使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示することが出来る体制とする。

⑨　当企業集団の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 当企業集団の取締役は、以下の事項について、監査役に対して報告を行う。

㋑　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

㋺　内部監査およびリスク管理に関する重要な事項

㋩　コンプライアンス違反に関する重要な事項

㋥　その他㋑～㋩に準じる事項

(ロ) 当企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。

(ハ) 取締役は、監査役へ報告を行った当企業集団の取締役、監査役および使用人またはこれらから報告を受け監査役に報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備し、その旨を当企業集団全体に周知する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、監査室長との間に、それぞれ定期的に意見・情報を交換する機会を設ける。

(ロ) 監査役は、監査の実効性を確保するため、監査役会が定めた業務の分担に従い、取締役会、経営会議、役員部長会その他の重要な会議に出席するほか、取締役会議事録、稟議書その他重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求める。

(ハ) 監査役会は、独自の意見形成および監査の実施にあたり必要と認めるときは、法律事務所、会計監査人などを活用する。

(ニ) 監査役の職務を執行する上で必要な費用の請求等があった場合は、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

(2) 当事業年度における運用状況の概要

当社では、上記のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　重要な会議の開催状況

当社の取締役会は11回開催され、社外取締役２名（平成28年５月迄は１名）を含む取締役８名で構成し、監査役３名（うち社外監査役２名）も出席した上で開催し、取締役の適正な職務執行の確保に努めました。その他、監査役会は12回、経営会議は11回、リスク管理委員会は５回、コンプライアンス委員会は５回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、当企業集団の監査方針を含む監査計画を策定し、取締役会への出席、取締役および使用人との対話、ならびに監査役会における監査役間の情報交換等に基づき会社の状況を把握し、監査室・会計監査人と連携しながら、取締役および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、リスク管理委員会等重要会議に出席し必要に応じて意見を述べました。

③ 内部監査の実施について

監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の業務の監査、ならびに内部統制監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,677,138**	**流動負債**	**12,206,087**
現金及び預金	7,202,140	買掛金	63,634
受取手形及び売掛金	284,857	短期借入金	5,198,300
繰延税金資産	61,089	1年内償還予定の社債	5,000,000
その他	129,051	未払法人税等	442,015
固定資産	**105,526,980**	賞与引当金	31,285
有形固定資産	**88,711,169**	その他	1,470,852
建物及び構築物	32,744,914	**固定負債**	**42,135,184**
土地	42,093,985	社債	20,000,000
信託建物	2,720,715	長期借入金	12,760,050
信託土地	11,038,280	長期預り保証金・敷金	5,576,315
その他	113,273	繰延税金負債	2,327,006
無形固定資産	**47,182**	再評価に係る繰延税金負債	1,141,905
投資その他の資産	**16,768,628**	退職給付に係る負債	55,118
投資有価証券	14,123,968	資産除去債務	113,088
差入保証金・敷金	2,198,589	その他	161,700
繰延税金資産	9,286	**負債合計**	**54,341,272**
その他	436,783	**純資産の部**	
		株主資本	**57,108,732**
		資本金	**9,827,611**
		資本剰余金	**9,786,466**
		利益剰余金	**37,544,827**
		自己株式	**△50,173**
		その他の包括利益累計額	**1,726,528**
		その他有価証券評価差額金	**6,564,951**
		土地再評価差額金	**△4,838,422**
		新株予約権	**27,586**
		純資産合計	**58,862,846**
資産合計	**113,204,119**	**負債及び純資産合計**	**113,204,119**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**14,380,691**
売上原価		**8,121,214**
売上総利益		**6,259,476**
販売費及び一般管理費		**1,290,187**
営業利益		**4,969,289**
営業外収益		
受取利息及び配当金	241,263	
その他の営業外収益	17,494	258,758
営業外費用		
支払利息	203,105	
社債利息	242,895	
その他の営業外費用	41,362	487,362
経常利益		**4,740,684**
特別利益		
固定資産売却益	1,222	
受取補償金	37,714	
その他の特別利益	391	39,329
特別損失		
固定資産除却損	1,759	
その他の特別損失	31,300	33,059
税金等調整前当期純利益		**4,746,954**
法人税、住民税及び事業税	1,353,458	
法人税等調整額	121,059	1,474,518
当期純利益		**3,272,435**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,272,435**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,827,611	9,786,450	35,162,337	△9,931	54,766,467
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△889,946		△889,946
親会社株主に帰属する当期純利益			3,272,435		3,272,435
自己株式の取得				△40,278	△40,278
自己株式の処分		15		36	52
連結会計年度中の変動額合計	－	15	2,382,489	△40,241	2,342,264
当期末残高	9,827,611	9,786,466	37,544,827	△50,173	57,108,732

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,628,818	△4,838,422	△209,604	－	54,556,863
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△889,946
親会社株主に帰属する当期純利益					3,272,435
自己株式の取得					△40,278
自己株式の処分					52
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,936,132		1,936,132	27,586	1,963,718
連結会計年度中の変動額合計	1,936,132	－	1,936,132	27,586	4,305,983
当期末残高	6,564,951	△4,838,422	1,726,528	27,586	58,862,846

連　結　注　記　表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は京阪神建築サービス株式会社の１社であり、非連結子会社はありません。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

無形固定資産……定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。
当連結会計年度においては該当がないため計上しておりません。

賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、前連結会計年度の支給実績を勘案して当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

……当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

……当社グループは退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	589,241千円
備品	0千円
合計	589,241千円

担保に係る債務

長期未払金（１年以内支払を含む）	126,840千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　35,260,201千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

平成14年３月31日

(再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額)

△834,767千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式　53,998,798株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月21日定時株主総会	普通株式	458,783	8.50	平成28年３月31日	平成28年６月22日
平成28年10月28日取締役会	普通株式	431,162	8.00	平成28年９月30日	平成28年12月５日
計		889,946			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年６月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

（イ）配当金の総額　485,056千円
（ロ）１株当たり配当額　9.00円
（ハ）基準日　平成29年３月31日
（ニ）効力発生日　平成29年６月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　79,100株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については、金融機関からの借入及び社債発行によることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理を行っております。また、当社グループの主な事業である不動産賃貸事業は、事業の性格上、大半の取引先から翌月分の賃料を前月末日までに前受けしており、また敷金及び保証金を差入れいただくことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は１年以内の支払期日としております。

社債は主として設備投資に係る資金調達であり、償還期間は５年、７年、10年と15年であります。借入金につきましては、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（借入期間は５年から15年）は主に設備投資に係る資金調達であります。

長期借入金は原則として固定金利により調達をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	7,202,140	7,202,140	―
(2)受取手形及び売掛金	284,857	284,857	―
(3)投資有価証券			
その他有価証券	13,880,877	13,880,877	―
資産計	21,367,875	21,367,875	―
(4)買掛金	63,634	63,634	―
(5)短期借入金	2,500,000	2,500,000	―
(6)社債	25,000,000	25,152,775	152,775
（１年内償還予定含む）			
(7)長期借入金	15,458,350	15,684,529	226,179
（１年内返済予定含む）			
負債計	43,021,984	43,400,939	378,954

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は金融商品取引所の価格によっております。

(4) 買掛金及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債及び(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行または新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額243,091千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、営業債権の差入保証金・敷金（連結貸借対照表計上額2,198,589千円）、並びに営業債務の長期預り保証金・敷金（連結貸借対照表計上額5,576,315千円）は回収期日または返済期日の定めがないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められます。

5．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府その他の地域において賃貸用の不動産を有しております。平成29年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は7,018,171千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時　価
88,646,576千円	146,772,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 連結計算書類提出会社本社に係る有形固定資産残高は、上記の表には含めておりません。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき、社外の不動産鑑定士が算定した金額であります。

6．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,091円66銭

(2) １株当たり当期純利益　60円68銭

7．その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	― 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	112,925 千円
時の経過による調整額	163 千円
期末残高	113,088 千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社グループは、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

8．記載金額は、3．(2)1株当たり配当額及び6．1株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,221,839**	**流動負債**	**12,175,697**
現金及び預金	6,770,287	買掛金	63,634
受取手形及び売掛金	264,858	短期借入金	5,198,300
前払費用	128,288	1年内償還予定の社債	5,000,000
繰延税金資産	57,843	未払法人税等	420,578
その他の流動資産	561	前受金	841,192
固定資産	**105,628,844**	賞与引当金	26,852
有形固定資産	**88,711,169**	設備関係未払金	105,924
建物及び構築物	32,744,914	その他の流動負債	519,214
機械及び装置	3,842	**固定負債**	**42,135,184**
土地	42,093,985	社債	20,000,000
信託建物	2,720,715	長期借入金	12,760,050
信託土地	11,038,280	長期未払金	161,700
その他の有形固定資産	109,431	長期預り保証金・敷金	5,576,315
無形固定資産	**47,182**	繰延税金負債	2,327,006
投資その他の資産	**16,870,492**	再評価に係る繰延税金負債	1,141,905
投資有価証券	14,123,968	退職給付引当金	55,118
関係会社株式	111,200	資産除去債務	113,088
差入保証金・敷金	2,198,539	**負債合計**	**54,310,881**
長期前払費用	411,783	**純資産の部**	
その他の資産	25,000	**株主資本**	**56,785,687**
		資本金	**9,827,611**
		資本剰余金	**9,786,466**
		資本準備金	9,199,840
		その他資本剰余金	586,626
		利益剰余金	**37,221,782**
		利益準備金	872,302
		その他利益剰余金	36,349,479
		固定資産圧縮積立金	127,467
		別途積立金	27,013,900
		繰越利益剰余金	9,208,112
		自己株式	**△50,173**
		評価・換算差額等	**1,726,528**
		その他有価証券評価差額金	**6,564,951**
		土地再評価差額金	**△4,838,422**
		新株予約権	**27,586**
		純資産合計	**58,539,801**
資産合計	**112,850,683**	**負債及び純資産合計**	**112,850,683**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,037,408**
売上原価		**8,019,702**
売上総利益		**6,017,705**
販売費及び一般管理費		**1,213,379**
営業利益		**4,804,325**
営業外収益		
受取利息及び配当金	341,234	
その他の営業外収益	27,694	368,929
営業外費用		
支払利息	203,105	
社債利息	242,895	
その他の営業外費用	41,081	487,082
経常利益		**4,686,172**
特別利益		
固定資産売却益	1,222	
受取補償金	37,714	
その他の特別利益	391	39,329
特別損失		
固定資産除却損	1,759	
その他の特別損失	31,300	33,059
税引前当期純利益		**4,692,442**
法人税、住民税及び事業税	1,302,173	
法人税等調整額	120,213	1,422,386
当期純利益		**3,270,055**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	9,827,611	9,199,840	586,610	9,786,450	872,302
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			15	15	
事業年度中の変動額合計	－	－	15	15	－
当期末残高	9,827,611	9,199,840	586,626	9,786,466	872,302

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	127,467	27,013,900	6,828,002	34,841,672
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△889,946	△889,946
当期純利益			3,270,055	3,270,055
自己株式の取得				
自己株式の処分				
事業年度中の変動額合計	－	－	2,380,109	2,380,109
当期末残高	127,467	27,013,900	9,208,112	37,221,782

(単位：千円)

	株主資本	
	自己株式	株主資本合計
当期首残高	△9,931	54,445,802
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△889,946
当期純利益		3,270,055
自己株式の取得	△40,278	△40,278
自己株式の処分	36	52
事業年度中の変動額合計	△40,241	2,339,884
当期末残高	△50,173	56,785,687

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,628,818	△4,838,422	△209,604	－	54,236,198
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△889,946
当期純利益					3,270,055
自己株式の取得					△40,278
自己株式の処分					52
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,936,132		1,936,132	27,586	1,963,718
事業年度中の変動額合計	1,936,132	－	1,936,132	27,586	4,303,603
当期末残高	6,564,951	△4,838,422	1,726,528	27,586	58,539,801

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有　形　固　定　資　産……定額法

無　形　固　定　資　産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸　倒　引　当　金……一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権は財務内容評価法によっております。
当事業年度においては該当がないため計上しておりません。

賞　与　引　当　金……従業員の賞与支給に充てるため、前事業年度の支給実績を勘案して当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準
……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……税抜き方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	589,241千円
備品	0千円
合計	589,241千円

担保に係る債務

長期未払金（1年以内支払を含む）	126,840千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　35,260,201千円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

(再評価を行った年月日)

平成14年３月31日

(再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額)

△834,767千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	960千円
売上原価	1,034,187千円
営業取引以外の取引高	110,200千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式　53,998,798株

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式　103,609株

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費償却限度超過額	25,893千円
減損損失（長期前払費用）	544,884千円
減損損失（建物及び構築物他）	159,578千円
退職給付引当金	16,866千円
長期未払金（役員退職慰労金）	36,536千円
投資有価証券評価損	33,066千円
ゴルフ会員権	18,725千円
資産除去債務	34,605千円
未払事業税	27,216千円
未払不動産取得税	20,521千円
その他	20,725千円
繰延税金資産小計	938,620千円
評価性引当額	△283,893千円
繰延税金資産合計	654,726千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△56,203千円
固定資産（資産除去債務部分）	△34,009千円
その他有価証券評価差額金	△2,833,677千円
繰延税金負債合計	△2,923,890千円
繰延税金負債の純額	△2,269,163千円
再評価に係る繰延税金資産	
土地再評価差額金	2,346,147千円
評価性引当額	△2,273,511千円
再評価に係る繰延税金資産合計	72,636千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	△1,214,541千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△1,214,541千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△1,141,905千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため、注記を省略しております。

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性及び会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社 京阪神建築サービス株式会社	所有 直接100%	土地建物賃貸	賃料の受入	960	—	—
		保守管理仕入	保守管理費支払	1,034,187	—	—
		資金の受入	配当金の受取	100,000	—	—
		役務の提供	業務の受託	10,200	—	—
		役員の兼任				

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 保守管理の仕入れに関しては、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2. 子会社は期末の剰余金の状況を勘案し、安定的かつ継続的に配当を実施する方針であります。
3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,085円67銭

（2）１株当たり当期純利益　　60円64銭

普通株式に係る当期純利益	3,270,055千円
普通株式の期中平均株式数	53,928,497株

8．その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

事業用定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

契約に基づく残存年数を使用見込期間と見積もり、割引率は0.326%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－ 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	112,925 千円
時の経過による調整額	163 千円
期末残高	113,088 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、一部の借地について、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、また、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

9．記載金額は、7．１株当たり情報に関する注記を除き千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

京阪神ビルディング株式会社
取 締 役 会　御　中

仰 星 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　寺　本　　悟㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　洪　　誠　悟㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪神ビルディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

京阪神ビルディング株式会社
取締役会　御 中

仰 星 監 査 法 人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　寺 本　悟㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　洪　誠 悟㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、京阪神ビルディング株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の整備・運用評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

京阪神ビルディング株式会社　監査役会

常勤監査役　河野健二 ㊞

社外監査役　西出智幸 ㊞

社外監査役　宮内裕通 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、営業地盤拡充のための今後の事業展開、内部留保の充実による企業体質の強化などを勘案して、安定的な配当を継続して実施しつつ、総合的、長期的に株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

第94期の剰余金の配当につきましては、平成29年３月期の業績などを踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
金銭

２．株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円　　総額485,056,701円
なお、中間配当金として８円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき17円となります。

３．剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年６月21日

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 山本真司氏、谷口昌和氏、西田　滋氏および八ツ尾順一氏の４名が任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	やまもと　しんじ 山本　真司 (昭和35年３月６日生)	昭和58年４月　株式会社住友銀行 入行 平成17年６月　株式会社三井住友銀行 三田篠山法人営業部長 平成20年４月　同行 南森町法人営業部長 平成21年12月　同行 梅田法人営業第一部長 平成24年４月　同行 法人企業統括部 部付部長 平成25年４月　当社 顧問 平成25年６月　当社 取締役営業統括 平成28年６月　当社 取締役営業統括兼営業部長（現任）	11,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	たにぐち　まさかず 谷口昌和 (昭和29年12月７日生)	昭和54年４月　株式会社鴻池組 入社 平成18年11月　同社 執行役員大阪本店副本店長 平成20年10月　同社 常務執行役員中部地区統括兼名古屋支店長 平成24年10月　同社 常務執行役員建築事業本部（営業担当役員） 平成26年４月　当社 理事 建築技術部 部付部長 平成27年６月　当社 取締役建築技術部長（現任）	6,300株
3	にしだ　しげる 西田滋 (昭和35年10月８日生)	昭和59年４月　株式会社住友銀行 入行 平成19年４月　株式会社三井住友銀行 大阪本店営業第一部部付部長 平成23年４月　同行 本店営業第七部長 平成24年４月　同行 法人財務開発部長 平成25年４月　同行 企業審査部長 平成27年４月　当社 顧問 平成27年６月　当社 取締役総務部長（現任）	3,800株
4	※ よしだ　たかし 吉田享司 (昭和28年７月24日生)	昭和53年11月　監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和57年３月　公認会計士登録 平成５年５月　米国公認会計士（カリフォルニア州）登録 平成18年６月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）専務理事 平成27年７月　有限責任あずさ監査法人 シニアパートナー 平成28年７月　吉田公認会計士事務所代表（現任）	0株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
3. 吉田享司氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 吉田享司氏は、公認会計士としての長年の経験と幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で経営を監督することを期待し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は吉田享司氏の選任が承認された場合、定款の規定に基づき、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 宮内裕通氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
とみたか　まさのぶ 富　髙　正　信 (昭和27年２月３日生)	昭和49年 ４ 月　株式会社住友銀行 入行 平成14年 ６ 月　株式会社三井住友銀行 執行役員 法人審査第三部長 平成17年 ６ 月　株式会社整理回収機構 専務取締役 平成20年 ６ 月　総合地所株式会社 取締役兼副社長執行役員 平成21年 ６ 月　同社 取締役社長 平成25年 ６ 月　ＳＭＢＣ不動産調査サービス株式会社 取締役社長 平成27年 ６ 月　同社退任	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 富髙正信氏は、新任候補者であります。
3. 富髙正信氏は、社外監査役候補者であります。
4. 富髙正信氏は、企業経営等の豊富な経験、高い見識を有しており、客観的な立場から当社を監査することにより、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 当社は富髙正信氏の選任が承認された場合、定款の規定に基づき、会社法第427条第１項で定める責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の規定する額であります。

以　上

【MEMO】

【MEMO】

【MEMO】

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階「安土の間」
電話：０６－４７０５－２４１１

【交通案内】

◎地下鉄御堂筋線　本町駅①番出口から徒歩３分
◎地下鉄堺筋線　堺筋本町駅⑰番出口から徒歩５分

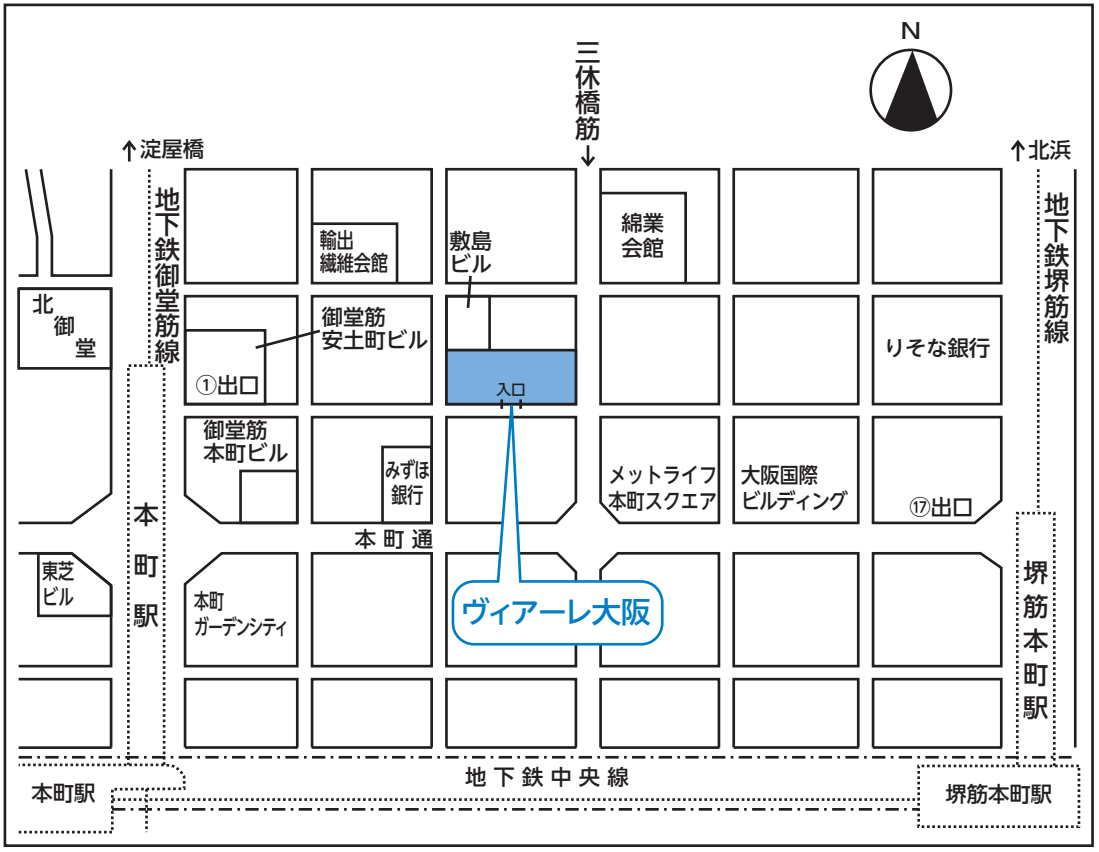

◎**当日は、<u>些少ながらお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主さまお一人につき１個とさせていただきます。</u>**

（お願い）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。